

中央区市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱

31中環水第331号

令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する市民緑地設置管理計画（以下「計画」という。）の認定（以下「認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第60条第1項の規定により計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による中央区市民緑地設置管理計画認定申請書に、次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面
- (2) 案内図
- (3) 配置図
- (4) 求積図
- (5) 計画立面図及び断面図
- (6) 緑化面積求積図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

(計画の認定)

第3条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、計画が法第61条第1項各号に掲げる認定の基準（以下「認定基準」という。）を満たしていると認められるときは、認定を行い、別記第2号様式による中央区市民緑地設置管理計画認定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、認定を行わない場合は、別記第3号様式による中央区市民緑地設置管理計画不認定通知書により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第4条 前条第1項の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、法第62条第1項に規定する計画の変更の認定を受けようとするときは、別記第4号様式による中央区市民緑地設置管理計画変更認定申請書により区長に申請するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、変更しようとする計画が認定基準を満たしているとは認められるときは認定を行い、別記第5号様式による中央区市民緑地設置管理計画変更認定通知書により当該申請をした認定事業者に通知するものとする。
- 3 区長は、計画の変更の認定を行わない場合は、別記第6号様式による中央区市民緑地設置管理計画変更不認定通知書により申請者に通知するものとする。

(市民緑地の設置及び管理状況の報告)

第5条 法第63条の報告をしようとする認定事業者は、市民緑地の設置後又は当該年度終了後速やかに別記第7号様式による中央区市民緑地設置管理状況報告書に、次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

(1) 前年度の市民緑地の設置及び管理に係る事業報告書、収支決算書又はこれらに相当する書類

(2) 当該年度の市民緑地の設置及び管理に係る事業計画書、収支予算書又はこれらに相当する書類

2 区長は、市民緑地の設置及び管理上必要があるときは、認定事業者に対して前項各号に掲げるもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(改善命令)

第6条 区長は、認定を受けた計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認められる認定事業者に対し、法第64条の規定に基づき、別記第8号様式による中央区市民緑地設置管理改善命令書により改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 認定事業者は、前項の規定による命令に基づき必要な措置をとったときは、別記第9号様式による中央区市民緑地設置管理改善報告書に必要な書類を添えて、区長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第7条 認定事業者が前条第1項の規定による命令に違反したときは、法第65条の規定に基づき認定の取消しを行い、別記第10号様式による中央区市民緑地設置管理計画認定取消書により当該認定事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により認定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定に基づき聴聞を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、環境土木部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。